

奥州市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月8日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二郎
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成25年10月10日、11日、15日及び16日

本監査 平成25年10月17日

(2) 監査の対象とした部課等名

財務部

財政課、財産運用課、納税課、税務課及び各総合支所の総務企画課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度(平成25年4月1日から平成25年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成24年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
財政課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
財産運用課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
納税課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
税務課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

衣川総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
-------------	---------------------------------

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。